



2025年12月17日

各 位

会社名 note 株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 加藤 貞顕  
(コード番号: 5243 東証グロース)  
問合わせ先 取締役 CFO 鹿島 幸裕  
TEL. 050-1751-2329

### 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### 1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び中長期的な企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲、士気及び責任感をより一層向上させること、並びに既存株主の皆様との意識共有及び株主利益との一体化を図ることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、当社が定めた業績目標を達成した場合には、行使価額は当初行使価額（本新株予約権の発行に係る取締役会の前営業日の株価終値）となります。業績目標の達成前では、行使価額は、本新株予約権を使用する日の前営業日の株価終値より高い水準に修正されることとなります。このような条件を設定することにより、業績目標を達成した場合には一般的な有償ストック・オプションのようなインセンティブプランとしての機能が期待でき、また、業績目標の達成前においても付与対象者が当社の株式を取得し株主となることが可能となっており、付与対象者である取締役及び従業員の当社への帰属意識を高めることができます。

なお、業績目標については、当社が目指す中長期的な成長曲線を踏まえ、事業成長をより一層加速させるために不可欠な水準として、トップラインの高い成長へのコミットメントを促すため連結売上高を選定いたしました。

また、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2025年11月30日時点発行済株式総数16,748,700株に対して約0.6%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が当初行使価額による行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

#### 2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	監査等委員でない当社取締役 監査等委員である当社取締役 当社従業員（執行役員）	2名 600個 3名 60個 1名 400個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類	なお執行役員については、同名が担当する新規事業領域の成長性及び収益拡大が当社の企業価値向上に特に重要であるとの観点から、割当対象としております。	
	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。	

及び数	<p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3) 新株予約権の総数	1,060 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権1個あたりの発行価額は、4,000円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等（当社株式の株価（1,468円）、行使期間（10年）、株価変動性（68.06%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（1.966%）、行使価額修正条項）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）及び行使価額の修正	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年12月16日の終値である1,468円（以下、「当初行使価額」）とする。</p> <p>ただし、本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。</p> <p>上記に関わらず、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)から(d)に掲げる条件のいずれかを満たした場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該条件を達成することとなる事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。</p> <p>(a) 2027年11月期までの各事業年度における売上高が60億円を超過した場合</p> <p>(b) 2028年11月期における売上高が72億円を超過した場合</p> <p>(c) 2029年11月期における売上高が86億円を超過した場合</p> <p>(d) 2030年11月期における売上高が100億円を超過した場合</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p>

		行うことができるものとする。
(6)	新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年1月5日から2036年1月4日までとする。
(7)	新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8)	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9)	新株予約権の取得に関する事項	<p>当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③ 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>④ 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>⑤ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>⑥ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(a) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>(b) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。</p> <p>(c) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合</p> <p>(d) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の</p>

	<p>申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(e) 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出しあるもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合</p> <p>(f) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合</p> <p>(g) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合</p> <p>(h) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合</p> <p>(i) 新株予約権者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合</p> <p>⑦ 新株予約権者が当社又は子会社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(a) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合</p> <p>(b) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合</p> <p>⑧ 当社が解散の決議を行った場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。本号に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、当社清算人会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p>

	<p>譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年1月5日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年1月5日

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

note 株式会社 IR お問い合わせ窓口 <https://ir.note.jp/inquiry>